

3 年 表

(1) 水道事業

年月	事項
明治21年12月	呉鎮守府水道着工(二河水源地)
22. 9	呉鎮守府水道竣工(全国で2番目)
23. 4	呉鎮守府水道給水開始(全国で3番目)
35. 10	市制施行
41. 4	水道課設置
44. 2	水道課廃止, 庶務課担当
44. 7	海軍の余水分与を水源とする水道計画を樹て, 呉鎮守府司令長官に余水分与を請願
大正 2. 3	呉鎮守府司令長官より余水分与承認
4. 7	創設工事着工(平原浄水場建設)
7. 3	創設工事竣工(全国で34番目)
7. 4	水道課設置
7. 4	給水開始(馴染みの「いなり水」が姿を消す。) 15,000m ³ /日
昭和 3. 4	第1期拡張工事着工(宮原高区配水池築造)
3. 4	吉浦町, 警固屋町, 阿賀町を呉市に合併
4. 3	第1期拡張工事竣工 16,700m ³ /日(宮原高地区の給水を開始)
4. 9~10	渇水による時間給水実施 (1日 4時間 16時~20時)
8. 9~10	渇水による時間給水実施 (1日 4時間 16時~20時)
9. 8~9	渇水による時間給水実施 (1日15時間 7時~16時断水)
10. 6~9	渇水による時間給水実施 (1日15時間 7時~16時断水)
11. 6	渇水による時間給水実施 (1日17時間 7時~14時断水)
11. 9~10	渇水による時間給水実施 (1日18時間 8時~14時断水)
12. 6	水道部制を施行
13. 11	第2期拡張事業着工(三永水源地築造)
14. 2~3	渇水による時間給水実施 (1日15時間~隔日6時間)
14. 7	渇水による時間給水実施 (1日15時間~3日に1時間)
~15. 1	
16. 4	広町, 仁方町を呉市に合併
16. 4	県営二級ダム築造工事着工
17. 5	料金改定実施
18. 3	第2期拡張事業竣工(三永水源地竣工) 34,500m ³ /日 吉浦町, 警固屋町, 阿賀町に給水を開始
18. 11	県営二級ダム完成
20. 9	枕崎台風により大災害発生
20. 10	占領軍進駐, 旧軍港水道の管理運営, 進駐軍給水
21. 4	料金改定実施
21. 6	部制を廃止, 建設局の下に水道課設置
21. 12	石内浄水場築造工事再開
22. 4	料金改定実施
22. 9	料金改定実施
23. 1	広・仁方上水道拡張工事着工
23. 4	建設局より分離独立, 水道部制を再び施行し, 現在地(西中央3丁目)に移転
23. 5	広上水道(株)を買収
23. 7	料金改定実施

年月	事項
昭和25年 1月	広・仁方水道拡張工事竣工
25. 6	旧軍港市転換法公布
25. 9	キジヤ台風により本庄貯水池取水場に被害
26. 4	料金改定実施
26. 7	ケート台風により三永, 平原浄水場仁方配水池に被害
26. 10	ルース台風により三永, 本庄水源地に被害
27. 10	地方公営企業法施行に伴い部制を局組織に
28. 10	旧軍港市転換法により旧軍港水道施設無償譲受
~29. 12	
29. 11	第3期拡張事業着工(戸坂浄水場拡張)
31. 10	天応町, 昭和村, 郷原村を呉市に合併
32. 6	水道法公布
32. 6	料金改定実施
33. 1	機構改革実施(1部4課)
34. 6	水道週間始まる(第1回)
35. 4	料金改定実施
35. 5	機構改革実施(2部4課)
37. 3	第3期拡張事業竣工 68,000m ³ /日
37. 4	太田川東部工業用水道設置に関する協定締結
37. 8	第4期拡張事業着工(焼山浄水場新設)
38. 4	料金改定実施
38. 6	焼山地区水道施設竣工, 8月から給水開始
38. 12	料金改定実施(船舶給水用運搬給水料金)
40. 12	太田川東部工業用水道より呉市へ通水開始 (30,000m ³ /日)
41. 4	料金改定実施
41. 6	水道局新庁舎完成
41. 7	機構改革実施(2部6課)
41. 8	音戸町へ分水開始 (3,000m ³ /日以内)
42. 4	熊野町へ分水(原水)開始 (3,000m ³ /日以内)
42. 7	集中豪雨により大災害発生, 運搬給水実施
42. 10	渇水による給水制限実施(隔日24時間給水)
45. 4	料金調定事務を呉電子計算センターに委託
45. 4	分担金制度実施
46. 2	第5期拡張事業第1次事業着工
46. 3	第5期拡張事業の一部(導, 送, 浄, 配水施設)を県(安芸灘地域水道)との共同施設として建設(維持管理を含む。)するに関する協定締結
46. 8	第4期拡張事業竣工 118,000m ³ /日
46. 10	料金改定実施
46. 11	川尻町へ分水開始 (1,000m ³ /日)
47. 3	第5期拡張事業変更第1次事業認可(その1)
47. 10	県との共同施設, 休山隧道配水池築造工事着工
47. 11	太田川水系太田川における水利使用許可 (戸坂第2取水口 50,000m ³ /日)
48. 8	渇水による給水制限実施(隔日24時間給水)
49. 4	太田川東部地域水道用水供給事業に係る広島県(下蒲刈町, 蒲刈町, 豊浜町, 豊町, 大崎町, 東野町, 木江町)へ暫定分水開始
49. 5	東広島市へ分水(原水)開始 (2,000m ³ /日)

年月	事項
昭和49年 7月	県との共同施設、休山隧道配水池竣工
	上水道管理事務の事務委託に関する協定締結(広島県より受託)
49. 9	広島県への暫定分水廃止
49. 10	料金改定実施(段階別逦増料金制度採用)
51. 3	本庄浄水場竣工(焼山地区の給水能力 9,000m ³ /日)
51. 3	太田川水系太田川における水利使用(更新)許可 (戸坂水源地1日最大取水量 35,000m ³)
51. 5	宮原浄水場の拡張整備工事竣工 141,500m ³ /日
52. 2	異常寒波による水道管凍結破裂事故多発
52. 2	料金改定実施
52. 5	第5期拡張事業変更第1次事業認可(その2)
52. 7	江能水道企業団へ分水開始
53. 3	広域的水道整備計画の策定について、関係地方公共団体4市21町と県知事へ要請
53. 4	第5期拡張事業の中で工事を進めていた郷原、昭和一部地区への水道施設工事を、国庫補助を受け無水源地域簡易水道事業として施行
53. 8～9	渇水による給水制限実施(3日に1日24時間断水)
54. 4	機構改革実施(2部1室8課)
54. 6	未給水地区(郷原地区)一部給水開始
54. 11	未給水地区(昭和地区一部)一部給水開始
54. 12	広島県水道用水供給事業の給水条件等に関する協定締結
55. 1	船舶給水業務廃止
55. 4	料金改定実施
55. 6	江能水道企業団への分水廃止
55. 7	広島県水道用水供給事業に係る広島県(音戸町、倉橋町、江能水道企業団)へ暫定分水開始
55. 11	未給水地区(郷原、昭和地区一部)工事竣工
56. 2～3	異常寒波による水道管凍結破裂事故多発
56. 3	無水源地域簡易水道事業(補助事業)完了
56. 3	本庄浄水場増強(4,500m ³ /日)
57. 6	広島市へ分水開始(安芸水道企業団、給水区域は広島市に編入)
58. 3	本庄水源地空気揚水筒設置(6基)
58. 3	第5期拡張事業竣工 141,500m ³ /日
58. 4	第6期拡張事業着工
58. 6	広島県への暫定分水廃止
58. 7	広島県水道用水供給事業から浄水の一部受水開始
59. 2	異常寒波による水道管凍結破裂事故多発
59. 3	三永水源地空気揚水筒設置(9基)
59. 4	料金改定実施
60. 3	太田川水系太田川における水利使用(更新)許可 (戸坂水源地1日最大取水量 35,000m ³)
60. 3	東広島市への分水(原水)廃止
60. 5	「近代水道百選」に三永貯水池、宮原浄水場及び二河水源地が選ばれる
60. 8	黒瀬川水系黒瀬川における水利使用許可 (三永水源地1日最大取水量 5,000m ³ /日)
61. 3	第6期拡張事業計画の変更(一次)
61. 4	機構改革実施(2部1室6課)

年月	事項
昭和61年 4月	給水能力を取水ベースから給水ベースに変更
61. 4	給水量を調定水量から実使用水量に変更
61. 10	太田川水系太田川における水利使用権利(35,000m ³ /日)の一部(12,000m ³ /日)を広島市へ譲渡
61. 10	戸坂浄水場廃場及び広島市への分水廃止
63. 3	本庄隧道配水池竣工, 焼山浄水場廃場
63. 3	熊野町への分水(原水)廃止
63. 4	本庄隧道配水池で県用水受水開始
63. 4	料金改定実施(用途別料金体系を口径別料金体系に)
63. 5	給水装置診断(3年計画)に着手
63. 8	内陸部(桑畑工業団地)へ給水開始
平成元. 4	料金改定実施(料金等に消費税転嫁)
元. 5	呉市水道事業等経営審議会設置
3. 3	「ホテルの里」開園
3. 5	第6期拡張事業計画の変更(二次)
3. 9	台風19号による停電のため断水地区多発
4. 1	呉市水道水源保護対策要綱制定
4. 4	太田川水系太田川における水利使用(変更)許可 (戸坂第一取水口 23,000m ³ /日, 戸坂第二取水口 50,000m ³ /日)
4. 4	嘱託員制度試行
4. 10	太田川にて薬物流入事故発生
5. 4	料金改定実施
6. 7～10	渇水による減圧給水等実施
7. 1～3	阪神・淡路大震災(平成7. 1. 17発生)により被災地(神戸市)へ職員派遣
7. 2	黒瀬川水系黒瀬川及び三永川における水利使用(更新)許可 (三永水源地1日最大取水量 5,000m ³)
7. 2	水質試験所完成
7. 8	「阪神・淡路大震災支援活動の記録」を刊行
8. 3	広島市と「地震・異常渇水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定」を締結
8. 10	料金徴収事務にOCRを導入
9. 3	耐震性貯水槽を中央公園に設置(容量100m ³)
9. 3	石内浄水場休止
9. 3	昭和地区上水道マッピングシステム稼働
9. 4	料金改定実施(料金の改定と料金等に消費税の引上げ分及び地方消費税を転嫁)
10. 1	耐震性貯水槽を広公園に設置(容量100m ³)
10. 4	水道法改正により, 公認業者制度の見直し(指定給水装置工事事業者へ)
10. 4	公道部分の給水管修繕工事を業務委託(広, 仁方, 郷原, 昭和, 天応及び吉浦地区)
10. 4	水道用自動作図積算システム導入
10. 10	「宮原浄水場低区配水池」「平原浄水場低区配水池」「二河水源地取入口」の3施設が文化財登録原簿に登録(登録有形文化財)
11. 2～3	国際協力事業団(JICA)から受託した「中東地域上水道維持管理コース」の技術研修を実施(H10～H14年度実施)
11. 5	「本庄水源地堰堤水道施設」が国の重要文化財に指定
11. 6	集中豪雨により災害発生(水道料金の免除措置実施)
11. 7	「三永水源地堰堤」が文化財登録原簿に登録(登録有形文化財)
12. 4	音戸町, 倉橋町の水質検査を受託

年月	事項
平成12年12月	基本料金の前納制を後納制に変更し、1か月制の検針・集金制度を2か月制の検針・集金制度に統一
13. 3	芸予地震により災害発生(阿賀・広・仁方地区約21,000世帯が断水)
13. 4	機構改革の実施(1室2係の廃止)
13. 10	水道だより創刊
13. 10	水質汚染事故対策マニュアルの策定
13. 11	検針地区の見直しによる検針月及び料金の支払月の変更
13. 12	呉市水道局震災対策マニュアルの策定
13. 12	呉市水道長期基本構想の策定
14. 1	ホームページ開設
14. 4	機構改革の実施(配水課維持3係を1係に統合)
14. 4	直結給水の開始(5階までを直結直圧方式、10階程度までを直結増圧方式)
14. 4	川尻町、江能広域事務組合の水質検査を受託
14. 6	震災対策マニュアルに基づく防災訓練の実施
15. 4	下蒲刈町の編入合併に伴い、下蒲刈簡易水道事業を地方公営企業法の適用とし事業運営を引き継ぐ
15. 9	本庄浄水場休止
16. 3	庁内LANの運用を開始
16. 4	川尻町の編入合併に伴い、川尻町水道事業の運営を引き継ぐ
16. 4	機構改革の実施(工事検査室、お客様サービス係、川尻町との合併に伴い東部営業所を設置し、管路情報係を情報管理係へ、本庄浄水場を本庄水源地へ名称変更)
16. 7	東部幹線(φ800)が阿賀南4丁目で漏水事故(阿賀・広・仁方・川尻・下蒲刈地区約28,300世帯が断水)
16. 9	台風18号により災害発生(中央・阿賀・広・仁方・焼山・下蒲刈地区約4,500世帯が断水)
17. 1	阿賀南6丁目排水管(φ300)で漏水事故(阿賀・広・仁方・川尻・下蒲刈地区約27,400世帯が断水)
17. 3	音戸町・倉橋町・安浦町の編入合併に伴い、各町の水道事業の運営を引き継ぐ
17. 3	蒲刈町・豊浜町・豊町の編入合併に伴い、各町の簡易水道事業を地方公営企業法の適用とし事業運営を引き継ぐ
17. 3	機構改革の実施(音戸町・倉橋町との合併に伴い南部営業所を設置、2部1室6課2営業所25係)
17. 3	水質検査計画を策定
17. 4	戸坂取水場施設の維持管理業務を水道法上の技術的な権限及び責任を付与して広島県へ委託(第三者委託)
18. 3	「呉市水道局経営計画」(平成17年度～平成21年度)を策定
18. 8	水道送水施設で崩落事故が発生(音戸・倉橋・吉浦・天応・中央西部・広・仁方・川尻地区約20,100世帯が断水)
19. 2	緊急時配水運用マニュアルを策定
19. 6	渇水対応マニュアルを策定
20. 3	江田島市と「災害時等における水道水の相互応援に関する協定」を締結
20. 3	水道施設整備事業認可
21. 3	5簡易水道事業の変更認可
21. 4	機構改革の実施(2部1室6課1所20係)
21. 4	検針及び収納等業務を一括して民間業者に委託
22. 4	財務会計システムを導入
22. 4	水道の使用及び廃止等の受付、窓口業務、廃止に伴う精算業務を民間業者に委託
22. 10	水道料金等のコンビニエンスストア収納を導入
23. 3～4	東日本大震災(平成23. 3. 11発生)により被災地(石巻市ほか)へ職員派遣
23. 4	口座・入金整理業務を民間業者に委託
25. 3	平原浄水場閉場

年月	事項
平成25年 4月	宮原浄水場新浄・配水施設 稼動 (82,000m ³ /日)
25. 4	機構改革の実施(水道局と下水道部を上下水道局として組織統合。3部9課1所27係)
25. 4	呉市上下水道事業経営審議会を設置
26. 1	呉市上下水道ビジョン(10か年)の策定
26. 3	呉市上下水道ビジョン前期経営計画(5か年)の策定
26. 4	料金改定実施(消費税及び地方消費税率の引上げ)
26. 10	料金改定実施
26. 10	水道料金の毎月徴収(対象:口座振替のお客様)
27. 4	機構改革の実施(3部9課27G)
28. 4～5	熊本地震(平成28. 4. 14発生)により被災地(熊本市)へ職員派遣
28. 8	呉市水道アセットマネジメント計画を策定
28. 12	市所有つばき会館へ局庁舎移転(経営総務部及び建設部が移転)
29. 3	5簡易水道事業を廃止し、水道事業に事業統合
30. 1	宮原浄水場管理棟竣工
30. 4	市民給水100周年
30. 7	平成30年7月豪雨災害により長期間に及ぶ断水の発生(最大約7万8千世帯) 柳迫第1ポンプ所流失により断水の発生(川尻地区(約6千世帯)約1か月断水)
31. 4	宮原浄水場及び本庄水源地に指定管理者制度を導入
令和元年10月	料金改定実施(消費税及び地方消費税率の引上げ)
元. 12	呉市上下水道ビジョン後期経営計画(4か年)を策定
2. 4	料金改定実施
2. 4	機構改革の実施(2部8課23G)
2. 4	水道料金等のスマートフォン決済アプリによる収納を導入
4. 9	市の施策として基本料金 6か月分の免除を実施(免除分はすべて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした一般会計からの補助金で補填)
5. 9	市の施策として基本料金 6か月分の免除を実施(免除分はすべて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした一般会計からの補助金で補填)
5. 11	呉市上下水道ビジョン 2024～2033の策定
6. 1	能登半島地震(令和6. 1. 1発生)により被災地(石川県穴水町)へ職員派遣(応急給水)
6. 2	能登半島地震(令和6. 1. 1発生)により被災地(石川県輪島市)へ職員派遣(応急復旧)
6. 2	呉市上下水道ビジョン 2024～2033の改定(令和6年2月改定版)
6. 3	戸坂取水場(23,000m ³ /日)の廃止
6. 4	料金改定実施
8. 3	江田島市内における広島県水道広域連合企業団の送水管事故により断水の発生(音戸・倉橋地区約5,900件、約9,100人)

(2) 工業用水道事業

年月	事項
昭和26年 6月	創設工事着工
29. 3	創設工事竣工 58,000m ³ /日
31. 9	第1期拡張工事着工
32. 3	給水能力 80,000m ³ /日に増強
32. 4	第2期拡張工事着工(二級水源地築造)
33. 3	第1期拡張工事竣工
33. 4	工業用水道事業法公布
33. 5	黒瀬川水系黒瀬川における水利使用許可 (二級水源地1日最大取水量 30,000m ³)
35. 3	第2期拡張工事竣工 110,000m ³ /日
35. 3	第3期拡張工事着工
37. 3	第3期拡張工事竣工 130,000m ³ /日
37. 4	料金改定実施
37. 6	黒瀬川水系黒瀬川における水利使用許可 (二級水源地1日最大取水量 50,000m ³ , 旧 30,000m ³)
38. 4	料金改定実施
42. 9～10	渇水による給水制限実施
46. 10	料金改定実施
48. 7	給水制限実施
49. 10	料金改定実施
52. 8	渇水により日新製鋼(株), 東洋パルプ(株)への給水制限実施(2日～31日)
53. 1	日新製鋼(株)給水制限(本庄水源地貯水量低下)
53. 5～9	渇水による給水制限実施
55. 4	料金改定実施
56. 5	東洋パルプ(株)呉工場の基本使用水量を 1,440,000m ³ /月に削減 (旧 1,800,000m ³ /月)
57. 7	渇水による給水制限実施
57. 8	黒瀬川水系黒瀬川における水利使用(更新)許可 (二級水源地1日最大取水量 50,000m ³)
59. 4	料金改定実施
59. 4	(株)淀川製鋼所呉工場の基本使用水量を 279,000m ³ /月に増量 (旧 260,000m ³ /月)
60. 8	黒瀬川水系黒瀬川における水利使用許可 (三永水源地1日最大取水量 30,000m ³)
61. 6	協業組合呉金属工業協進会へ給水開始 (150,000m ³ /月)
61. 10	東洋パルプ(株)呉工場の基本使用水量を 1,800,000m ³ /月に増量 (旧 1,440,000m ³ /月)
平成元年 4月	料金改定実施(料金に消費税転嫁)
元. 4	東洋パルプ(株)呉工場から王子製紙(株)呉工場に需要者の地位承継
元. 4	給水対象の基本使用水量を 150,000m ³ /月以上から 3,000m ³ /日以上 に変更
	王子製紙(株)呉工場の基本使用水量 61,500m ³ /日
	日新製鋼(株)呉工場の基本使用水量 50,000m ³ /日
	(株)淀川製鋼所呉工場の基本使用水量 9,300m ³ /日
	協業組合呉金属工業協進会の基本使用水量 3,500m ³ /日

年月	事項
平成3年 6月	協業組合呉金属工業協進会から二村化学工業(株)広島工場に需要者の地位承継
4. 10	薬物流入等により給水制限実施
5. 10	王子製紙(株)呉工場から新王子製紙(株)呉工場に需要者の地位承継
6. 7～10	渇水による給水制限実施
7. 2	黒瀬川水系黒瀬川及び三永川における水利使用(更新)許可 (三永水源地1日最大取水量 30,000m ³)
8. 10	新王子製紙(株)呉工場から王子製紙(株)呉工場に需要者の地位承継
9. 4	料金改定実施(料金に消費税率の引上げ分及び地方消費税を転嫁)
12. 4	二村化学工業(株)広島工場の基本使用水量を 3,500m ³ /日から 3,000m ³ /日へ変更
14. 4	日新製鋼(株)呉製鉄所の基本使用水量を 50,000m ³ /日から 43,500m ³ /日へ変更
14. 10	王子製紙(株)呉工場の基本使用水量を 61,500m ³ /日から 53,500m ³ /日へ変更
14. 10	(株)淀川製鋼所呉工場の基本使用水量を 9,300m ³ /日から 8,100m ³ /日へ変更
14. 10	二村化学工業(株)広島工場の基本使用水量を 3,000m ³ /日から 2,600m ³ /日へ変更
15. 12	呉市工業用水道と広島県工業用水道との水量振替(35,000m ³ /日)について県と 協定書の締結を行う
16. 6	呉市工業用水道と広島県工業用水道との水量振替(35,000m ³ /日)を実施
16. 6	中国木材(株)へ給水開始(1,000m ³ /日)
16. 10	二村化学工業(株)がフタムラ化学(株)に商号変更
17. 3	中国木材(株)の基本使用水量を 1,000m ³ /日から 2,000m ³ /日へ変更
18. 3	「呉市水道局経営計画」(平成17年度～平成21年度)を策定
18. 8	水道送水施設で崩落事故が発生(3社に給水制限を実施)
24. 10	王子製紙(株)呉工場から王子マテリア(株)呉工場に需要者の地位承継
26. 4	料金改定実施(消費税及び地方消費税率の引上げ)
26. 7	ジャパン マリンユナイテッド(株)へ給水開始(2,000m ³ /日)
27. 3	呉市工業用水道事業経営計画(4か年)の策定
28. 8	呉市水道アセットマネジメント計画を策定
29. 6	中国木材(株)の基本使用水量を 2,000m ³ /日から 3,000m ³ /日へ変更
30. 7	平成30年7月豪雨災害により、工業用水が、約1週間送水停止 二級水源地への大量の土砂の流入により機能が停止、送水停止 (令和元年6月復旧)
31. 4	宮原浄水場、二河水源地及び鍋崎配水池に指定管理者制度を導入
31. 4	日新製鋼(株)呉製鉄所から日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所に需要者の地位承継
令和元年10月	料金改定実施(消費税及び地方消費税率の引上げ)
元. 12	呉市工業用水道事業経営計画を改定(令和5年度まで延長)
2. 4	日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所から日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区に需要者の地位 承継
3. 3	三坂地水源地等工業用水道施設(13,000m ³ /日)の廃止
3. 4	王子マテリア(株)呉工場の基本使用水量を 53,500m ³ /日から 44,500m ³ /日へ変更
4. 4	日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区の基本使用水量を 43,500m ³ /日から 23,000m ³ /日へ変更
5. 10	日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区の基本使用水量を 23,000m ³ /日から 10,900m ³ /日へ変更
5. 12	呉市工業用水道事業経営戦略 2024～2033の策定
6. 1	日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区の基本使用水量を 10,900m ³ /日から 8,400m ³ /日へ変更
6. 3	鍋崎配水池(容量4,000m ³)の廃止
7. 10	(株)淀川製鋼所が(株)ヨドコウに商号変更

(3) 公共下水道事業(令和6年度から集落排水事業を含む)

年月	事項
昭和33年 2月	呉市下水道築造計画を策定
33. 3	下水道法に基づき事業認可を受け, 下水道整備事業に着手
34. 11	新宮浄化センター事業着手
37. 5	呉市下水道条例制定(昭和37年6月1日施行)
37. 6	第1回供用開始の告示
37. 9	下水道使用料の徴収制度開始
41. 4	二河川ポンプ場供用開始
43. 10	下水道受益者負担金徴収開始
44. 3	呉市水洗便所改造資金貸付条例制定(昭和44年4月1日施行)
44. 4	新宮浄化センター1次処理施設供用開始 熊野団地(熊野町)供用開始(公の施設の区域外設置)
45. 10	新宮浄化センター2次処理施設供用開始
47. 4	広浄化センター事業着手 小倉ポンプ場供用開始
48. 4	広ポンプ場供用開始 名田ポンプ場供用開始 堺川ポンプ場供用開始
49. 3	呉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定(昭和49年3月19日施行)
49. 4	広浄化センター1次処理施設供用開始
50. 3	安浦ポンプ場(雨水)供用開始(旧安浦町)
50. 4	呉市公共下水道事業特別会計となる
51. 4	下水道使用料改定(昭和51年4月1日施行)
51. 11	広浄化センター2次処理施設供用開始
52. 3	芳井田ポンプ場供用開始
55. 4	下水道使用料改定(昭和55年4月1日施行)
56. 2	豊栄ポンプ場供用開始
56. 12	新宮浄化センター第2処理施設事業着手
57. 3	浦尻ポンプ場供用開始(旧安浦町)
57. 4	宮原ポンプ場供用開始
58. 4	下水道使用料改定(昭和58年4月1日施行) 阿賀ポンプ場供用開始
59. 4	串山ポンプ場供用開始
59. 12	旧川尻町において, 都市計画法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手
60. 9	新宮浄化センター第2処理施設供用開始
61. 4	堺川第2ポンプ場供用開始
61. 10	下水道使用料改定(昭和61年10月1日施行)
63. 3	小倉ポンプ場を公共下水道へ編入
63. 4	企業会計移行(財務適用)に伴う条例・規則の公布, 金融機関の指定・告示
63. 9	弥生ポンプ場供用開始
平成 元年 4月	下水道使用料改定(平成元年4月1日施行)(維持管理費の全額と資本費(減価償却費, 支払利息)の10%を使用料対象経費に算入) 下水道使用料に消費税を転嫁する
元. 11	天応浄化センター事業着手
2. 4	中央ポンプ場供用開始

年月	事項
平成2年10月	旧安浦町において、都市計画法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手
3. 3	川尻浄化センター供用開始(旧川尻町)
	川尻ポンプ場供用開始(旧川尻町)
3. 5	横路ポンプ場供用開始
	仁方ポンプ場供用開始
4. 3	公の施設(熊野団地)の廃止
4. 4	下水道使用料改定(平成4年4月1日施行)(資本費の算入率10%→15%へ)
	吉浦ポンプ場供用開始
5. 4	郷原ポンプ場供用開始
6. 4	宮ヶ迫ポンプ場供用開始
	天応浄化センター供用開始
7. 4	下水道使用料改定(平成7年4月1日施行)(資本費の算入率15%→23%へ)
7. 12	旧蒲刈町において、下水道法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手
8. 12	旧倉橋町において、下水道法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手
9. 2	石内ポンプ場供用開始
9. 3	警固屋ポンプ場供用開始
9. 4	安浦浄化センター供用開始(旧安浦町)
	下水道使用料改定(消費税率の引上げ及び地方消費税の転嫁)
10. 4	下水道使用料改定(平成10年4月1日施行)(資本費の算入率23%→36%へ)
11. 4	小屋浦(坂町)供用開始(公の施設の区域外設置)
11. 7	阿賀豊栄地区雨水貯留施設供用開始
12. 3	二河公園ポンプ場供用開始
13. 4	赤石浄化センター供用開始(旧蒲刈町)
	資本費の算入率36%→38%へ
14. 5	小坪ポンプ場供用開始
14. 10	下水道使用料改定(平成14年10月1日施行)(資本費の算入率38%→50%へ)
15. 4	呉市・下蒲刈町合併
	本浦浄化センター供用開始
15. 11	旧音戸町において、下水道法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手
16. 4	呉市・川尻町合併
	安浦ポンプ場(汚水)供用開始
17. 3	呉市・音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町及び豊町合併
20. 4	集落排水事業を農林水産部から移管
20. 10	下水道使用料改定(平成20年10月1日施行)(資本費の算入率50%→65%へ)
21. 4	新町ポンプ場供用開始
24. 4	音戸北部浄化センター供用開始
25. 4	機構改革の実施(水道局と下水道部を上下水道局として組織統合。3部9課1所27係)
25. 4	地方公営企業法の全部適用
25. 4	呉市上下水道事業経営審議会を設置
26. 1	呉市上下水道ビジョン(10か年)の策定
26. 3	呉市上下水道ビジョン前期経営計画(5か年)の策定
26. 4	下水道使用料改定実施(消費税及び地方消費税率の引上げ)
26. 5	倉橋中央浄化センター供用開始
26. 10	下水道使用料改定実施(平成26年10月1日施行)(資本費の算入率65%→70%へ)
26. 10	下水道使用料の毎月徴収(対象:口座振替のお客様)
27. 4	機構改革の実施(3部9課27G)
28. 4～5	熊本地震(平成28. 4. 14発生)により被災地(熊本市)へ職員派遣
28. 12	市所有つばき会館へ局庁舎移転(経営総務部及び建設部が移転)
30. 7	平成30年7月豪雨災害により、甚大な被害を受ける

年月	事項
令和元年10月	下水道使用料改定実施(消費税及び地方消費税の引上げ)
元. 12	呉市上下水道ビジョン後期経営計画(4か年)を策定
2. 4	下水道使用料改定実施(資本費の算入率70%→75%へ)
2. 4	機構改革の実施(2部8課23G)
3. 3	南隠渡ポンプ場供用開始
5. 11	呉市上下水道ビジョン 2024～2033の策定
6. 2	呉市上下水道ビジョン 2024～2033の改定(令和6年2月改訂版)
6. 4	下水道使用料改定実施(令和6年4月1日施行)(資本費の算入率75%) 市長事務部局から運営を引き継いだ集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、公共下水道事業との会計統合を実施

4 料金・使用料等の変遷

(1) 水道料金

ア 改定年度と料金の変遷

(単位:円, 消費税抜き)

一般用													
メータの口径		13mm	20mm	25mm	13mm	20mm	25mm	13mm	20mm	25mm	40mm		
改定年度		H26			R2			R6			H26	R2	R6
基本料金(1月につき)		1,040	1,080	1,120	1,140	1,180	1,230	1,140	1,260	1,330	4,600	5,040	5,400
従量料金	1㎡を超え 10㎡まで	20			22			46			160	175	199
	10㎡を超え 20㎡まで	220			241			225			220	241	225
	20㎡を超え 30㎡まで	250			274			293			250	274	293
	30㎡を超え 50㎡まで	260			285			304			260	285	304
	50㎡を超え100㎡まで	275			300			319			275	300	319
	100㎡を超え500㎡まで	280			306			324			280	306	324
	500㎡を超える部分	285			312			330			285	312	330

一般用													
メータの口径		50mm			75mm			100mm			150mm		
改定年度		H26	R2	R6	H26	R2	R6	H26	R2	R6	H26	R2	R6
基本料金(1月につき)		15,000	16,400	17,600	34,500	37,800	40,300	67,000	73,400	78,300	178,600	195,500	208,400
従量料金	1㎡を超え 10㎡まで	※ 1	※ 1	※ 1	※ 2	※ 2	※ 2	※ 3	※ 3	※ 3	※ 4	※ 4	※ 4
	10㎡を超え 20㎡まで												
	20㎡を超え 30㎡まで												
	30㎡を超え 50㎡まで												
	50㎡を超え100㎡まで												
	100㎡を超え500㎡まで												
500㎡を超える部分													

一般用				
メータの口径		200mm以上		
改定年度		H26	R2	R6
基本料金(1月につき)		349,400	382,500	407,700
従量料金	1㎥を超え 10㎥まで	※ 5	※ 5	※ 5
	10㎥を超え 20㎥まで			
	20㎥を超え 30㎥まで			
	30㎥を超え 50㎥まで			
	50㎥を超え100㎥まで			
	100㎥を超え500㎥まで			
	500㎥を超える部分			

★平成26年度・令和2年度・令和6年度料金改定後のメータ口径50mm～200mm以上の従量料金(※1～※5)は、メータ口径40mmの従量料金と同じ。

一般公衆浴場用				
改定年度		H26	R2	R6
基本料金(1月につき)		6,000	6,000	6,000
料 金 従 量	1㎥を超え 50㎥まで	－	69	69
	50㎥を超える部分	69		

臨時用				
改定年度		H26	R2	R6
基本料金(1月につき)		5,640	6,170	6,570
料 金 従 量	1㎥を超え 10㎥まで	40	43	67
	10㎥を超える部分	580	634	675

夜間給水				
改定年度		H26	R2	R6
料 従 金 量	8,000㎡まで	220	240	255
	8,000㎡を超える部分	285	312	330

イ 水道料金の改定推移

施行月日	内容	
大正6年12月5日	水道料金の徴収制度開始	
昭和17年5月18日	水道料金改定	
昭和21年4月1日	水道料金改定	
昭和22年4月1日	水道料金改定	量水器設備設置までの定額栓新設
昭和22年9月1日	水道料金改定	
昭和23年7月1日	水道料金改定	用途に工業用料金を新設
昭和23年10月1日	水道料金改定	
昭和25年8月1日	水道料金改定	第5種を臨時用と船舶給水用に分割
昭和26年4月1日	水道料金改定	
昭和32年6月1日	平均改定率13.0%	工業用を原水と浄水に分割
昭和35年4月1日	平均改定率18.8%	量水器設備設置までの定額栓廃止
昭和38年4月1日	平均改定率43.0%	工業用(原水)を廃止
昭和39年2月1日	水道料金改定	船舶給水用(運搬給水)のみ料金改定
昭和41年4月1日	平均改定率39.1%	工業用の廃止, プール用及び夜間給水の新設
昭和46年10月1日	平均改定率40.3%	
昭和49年10月1日	平均改定率65.8%	
昭和52年2月1日	平均改定率25.3%	共用の廃止
昭和55年4月1日	平均改定率26.3%	船舶用の廃止
昭和59年4月1日	平均改定率34.9%	
昭和63年4月1日	平均改定率19.8%	一般用の用途別料金体系から口径別料金体系に変更
平成元年4月1日	水道料金改定	消費税の導入(3%)
平成5年4月1日	平均改定率19.5%	
平成9年4月1日	平均改定率14.2%	消費税率引上げ及び地方消費税導入を含む(3%→5%)
平成26年4月1日	水道料金改定	消費税及び地方消費税率の引上げ(5%→8%)
平成26年10月1日	平均改定率10.7%	基本水量制の廃止, 緩和料金の設定, 水量区画の変更
令和元年10月1日	水道料金改定	消費税及び地方消費税率の引上げ(8%→10%)
令和2年4月1日	平均改定率9.5%	
令和6年4月1日	平均改定率6.6%	

(2) 分担金(水道)

改定年度と分担金の変遷

(単位:円, 税抜き)

区分	改定期			
	昭和45年4月1日	昭和49年10月1日	昭和55年4月1日	昭和59年4月1日
13mm	10,000	30,000	50,000	50,000
20mm	20,000	60,000	100,000	120,000
25mm	30,000	90,000	150,000	180,000
40mm	100,000	300,000	500,000	600,000
50mm	180,000	540,000	900,000	1,080,000
75mm	500,000	1,500,000	2,500,000	3,000,000
100mm	1,000,000	3,000,000	5,000,000	6,000,000
150mm	2,700,000	8,100,000	13,500,000	16,200,000
200mm以上	管理者が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める

(3) 工業用水道料金

改定年度と工業用水道料金の変遷

(単位:円, 税抜き)

区分	改定期						
	昭和37年 4月1日	昭和38年 4月1日	昭和46年 10月1日	昭和49年 10月1日	昭和55年 4月1日	昭和59年 4月1日	平成元年 4月1日
基本料率	1m ³ につき 3円45銭	1m ³ につき 4円	1m ³ につき 4円95銭	1m ³ につき 8円50銭	1m ³ につき 11円10銭	1m ³ につき 13円80銭	1m ³ につき 13円80銭
特定料率	1m ³ につき 3円45銭	1m ³ につき 4円	1m ³ につき 4円95銭	1m ³ につき 8円50銭	1m ³ につき 11円10銭	1m ³ につき 13円80銭	-
超過料率	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 6円	1m ³ につき 8円	1m ³ につき 15円	1m ³ につき 19円60銭	1m ³ につき 24円40銭	1m ³ につき 24円40銭
改定率	-	15.9%	23.8%	71.7%	30.6%	24.3%	-

(4) 下水道使用料

ア 改定年度と使用料の変遷

市の区域内

(単位:円, 税抜き)

一般用												
改定年度		S58	S61	H元	H4	H7	H10	H14	H20	H26	R2	R6
基本料金(1月につき)		220	320	450	600	700	810	875	975	1,070	1,180	1,180
従量料金	1㎥を超え 8㎥まで	-	-	-	-	-	-	-	-	15	17	37
	8㎥を超え 10㎥まで	-	-	-	-	-	-	33	160			
	10㎥を超え 20㎥まで	35	45	65	90	105	120	140	160	200	219	214
	20㎥を超え 30㎥まで	40	50	70	100	120	145	171	200	220	241	260
	30㎥を超え 50㎥まで	50	60	80	110	130	160	189	235	260	285	303
	50㎥を超え 100㎥まで	55	65	85	120	145	180	213	255	290	318	336
	100㎥を超え 200㎥まで	65	75	95	130	155	190	224	270	310	340	358
	200㎥を超え 500㎥まで	70	80	100	140	170	210	248	280			
	500㎥を超え1,000㎥まで	80	90	110	155	190	235	277	290	330	361	379
	1,000㎥を超える部分	90	100	120	165	200	245	288	300			

一般公衆浴場用												
改定年度		S58	S61	H元	H4	H7	H10	H14	H20	H26	R2	R6
基本料金(1月につき)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,180	1,180
料従 金量	1㎥につき	22	32	45	60	70	81	94	94	94	94	94

市の区域外

(単位:円, 税抜き)

一般用												
改定年度		S58	S61	H元	H4	H7	H10	H14	H20	H26	R2	R6
基本料金(1月につき)		330	480	680	900	1,050	1,210	1,313	1,462	1,605	1,770	1,770
従量料金	1㎥を超え 8㎥まで	-	-	-	-	-	-	-	-	22	26	56
	8㎥を超え 10㎥まで	-	-	-	-	-	-	50	240			
	10㎥を超え 20㎥まで	55	70	100	135	160	180	210	240	300	329	321
	20㎥を超え 30㎥まで	60	75	105	150	180	220	257	300	330	362	390
	30㎥を超え 50㎥まで	75	90	120	165	195	240	284	352	390	428	455
	50㎥を超え 100㎥まで	85	100	130	180	220	270	320	382	435	477	504
	100㎥を超え 200㎥まで	100	115	145	195	235	285	336	405	465	510	537
	200㎥を超え 500㎥まで	110	125	155	210	255	315	372	420			
	500㎥を超え1,000㎥まで	120	135	165	230	285	350	416	435	495	542	569
	1,000㎥を超える部分	135	150	180	245	300	370	432	450			

イ 下水道使用料の改定推移

施行月日	内容	
昭和37年9月1日	下水道使用料の徴収制度開始(特別会計)	
昭和51年4月1日	下水道使用料改定	
昭和55年4月1日	下水道使用料改定	
昭和58年4月1日	下水道使用料改定	
昭和61年10月1日	下水道使用料改定	
平成元年4月1日	平均改定率33.5%	資本費算入率10% 企業会計へ移行, 消費税の導入(3%)
平成4年4月1日	平均改定率37.7%	資本費算入率15%
平成7年4月1日	平均改定率18.8%	資本費算入率23%
平成9年4月1日	下水道使用料改定	消費税率引上げ及び地方消費税導入(3%→5%)
平成10年4月1日	平均改定率18.9%	資本費算入率36%
平成13年4月1日	-	資本費算入率38%
平成14年10月1日	平均改定率16.5%	資本費算入率50%
平成20年10月1日	平均改定率18.0%	資本費算入率65%
平成26年4月1日	下水道使用料改定	消費税及び地方消費税率の引上げ(5%→8%)
平成26年10月1日	平均改定率9.8%	資本費算入率70% 基本水量制の廃止, 緩和料金の設定, 水量区画の変更
令和元年10月1日	下水道使用料改定	消費税及び地方消費税率の引上げ(8%→10%)
令和2年4月1日	平均改定率9.9%	資本費算入率75%
令和6年4月1日	平均改定率6.2%	資本費算入率75%

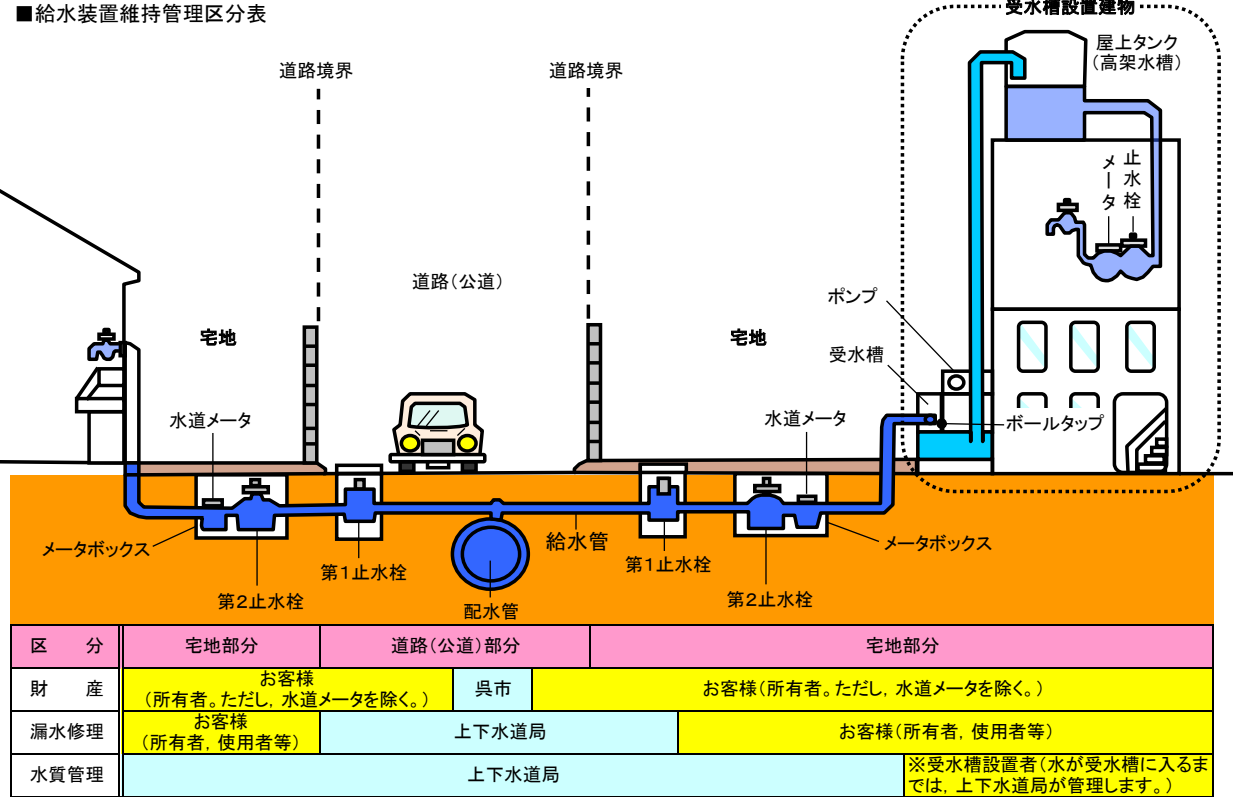
5 その他
 (1) 維持管理区分
 ア 給水装置の維持管理区分

道路（公道）下を通っている配水管は、呉市の財産であるため、維持管理は上下水道局で行います。
 配水管から分岐して、各ご家庭に水を配る管のことを給水管といいます。この給水管と止水栓、メータボックス、じゃ口などの給水用具をまとめて「給水装置」と呼び、水道メータを除いた全てが、お客様（所有者）の財産となります。
 給水装置は、お客様（所有者）の維持管理区分となりますが、次の場合は、上下水道局で修理を行います。

- 1 道路（公道）下に設置してある給水装置の漏水
- 2 第一止水栓がお客様の宅地内に設置してある場合は、その止水栓までの漏水

上記以外の給水装置の修理は、水道メータを除いて、全てお客様の財産であるため、お客様自身のご負担で修理をお願いしております。
 なお、漏水修理をする場合（簡単なじゃ口のパッキン交換など軽微なものの以外の修理）は、呉市指定給水装置工事事業者でなければ行うことができません。

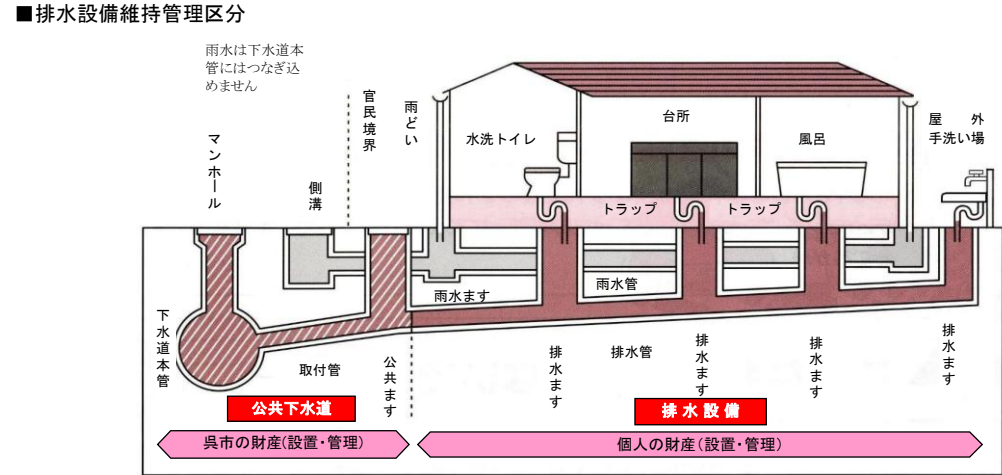
■給水装置維持管理区分表



イ 下水道管渠の維持管理

公共下水道の処理区域内の小口径管渠については、管内調査を行い、定期的に清掃を実施しており、大口径管渠については、必要箇所ごとに随時しゅんせつを行っています。
 また、公共ますの清掃・インポート補修、マンホールの嵩上げ・嵩下げ・蓋の取替え及び取付管の取替え等は、道路改良工事に併せて、又は市民からの通報等により、随時実施しています。

■排水設備維持管理区分



- (注) 1 呉市の公共下水道は、一部の合流地区（中央地区平地部）を除き、雨水と汚水を別々に流す分流式という仕組みになっています。
- 2 公共ますは、図のように宅地内に設置する場合と、道路などに設置する場合があります。

(2) 上下水道財政のしくみ

ア 水道事業

水道事業は、地方公営企業法の定めにより、公営企業会計で経営を行っています。
経営に要する費用は、原則として税金は使われず、お客様からの水道料金によって賄われ、「独立採算制」で運営しています。

★ 財源内訳

収益的収入

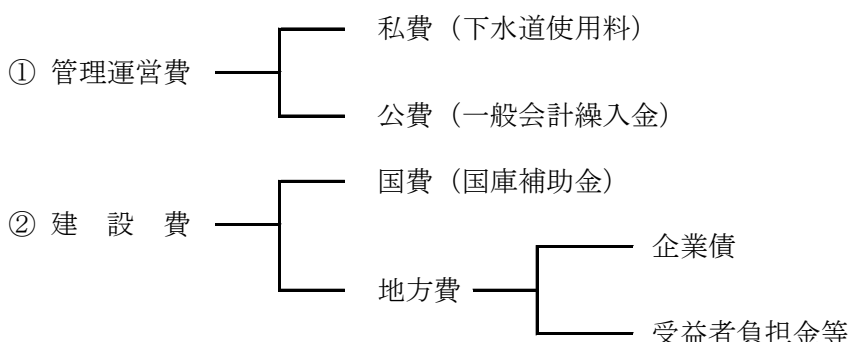
水道料金 (約90%)	その他 (約10%)
----------------	---------------

*その他（広島県水道広域連合企業団施設の管理受託料、分担金その他）

イ 公共下水道事業

公共下水道事業は、できる限り公営企業会計を適用するよう国から要請されています。呉市では昭和63年4月1日から地方公営企業法の財務規定を適用し、企業会計で経営を行っています（地方公営企業法の一部適用）。また、上下水道の組織統合に伴い、平成25年4月1日から、地方公営企業法の規定を全部適用しています。

公共下水道事業の管理運営費及び建設費の財源の主なものは、次のとおりです。



★ 財源内訳

① 管理運営費

～公費・私費（使用料）負担区分～

（令和8年3月31日現在）

費用区分	汚水分		雨水分
維持管理費	私費100%		公費100%
資本費（減価償却費，支払利息）	私費 75%	公費25%	

（注） の部分は、汚水処理費のうち使用料で賄う範囲を示す。

② 建設費

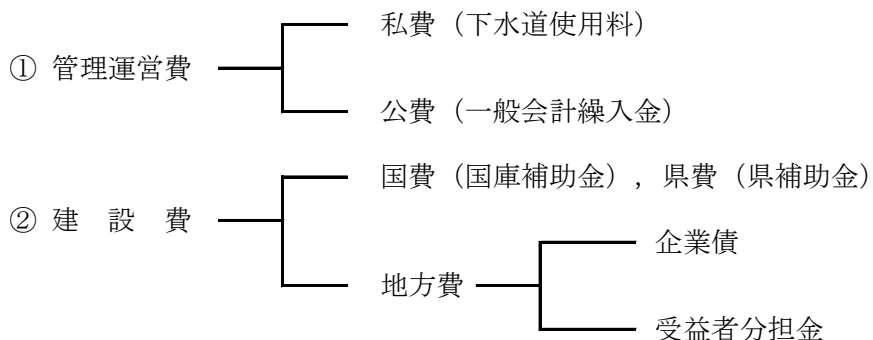
（令和8年3月31日現在）

区分			国費(交付金)	地方費	
				企業債	受益者負担金等
下水道	管渠等	補助事業	1/2	1/2	
		単独事業	—	10/10	
	終末処理施設	補助事業	1/2	1/2	
		補助事業	5. 5/10	4. 5/10	
		単独事業	—	10/10	

（注）平成18年度から下水道事業債の充当率が100%となったため、地方費のうち受益者負担金等の特定財源を除いた額について、企業債を充当する。

ウ 集落排水事業

集落排水事業は、令和6年3月31日まで一般会計の特別会計で運営を行っていましたが、令和6年4月1日から公共下水道事業と会計統合して地方公営企業法の全部を適用し、企業会計で経営を行っています。集落排水事業の管理運営費及び建設費の財源の主なものは、次のとおりです。



★ 財源内訳

① 管理運営費

～公費・私費（使用料）負担区分～

（令和8年3月31日現在）

費用区分	汚水分	
維持管理費	私費	公費（不足分）
資本費（減価償却費，支払利息）	公費	

- （注）1 の部分は、汚水処理費のうち使用料で賄う範囲を示す。
 2 維持管理費は、基本的に私費100%であるが、不足分を公費で賄っている。

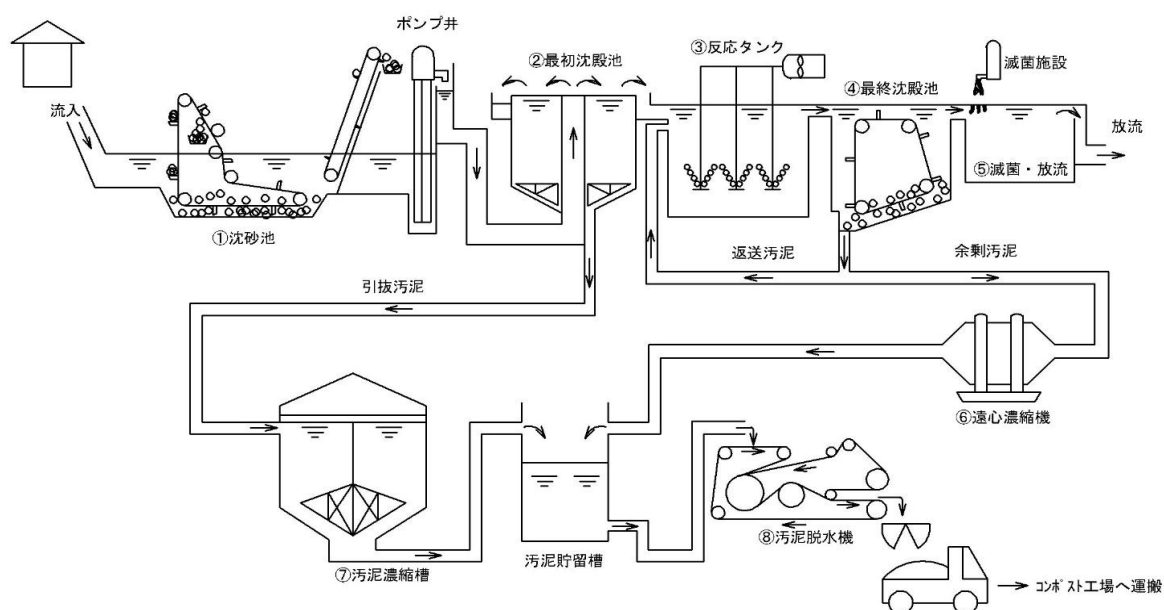
② 建設費

（令和8年3月31日現在）

区分			国費(交付金)	地方費	
				企業債	受益者分担金
集落排水	管渠等	補助事業	1/2	1/2	
		単独事業	—	10/10	
	終末処理施設	補助事業	1/2	1/2	
		単独事業	—	10/10	

- （注）1 事業内容（新設又は更新）により、県費が1/100～15/100加算される場合がある。
 2 平成18年度から下水道事業債の充当率が100%となったため、地方費のうち受益者分担金の特定財源を除いた額について、企業債を充当する。

(3) 下水処理フロー



- ① 沈砂池 : 浄化センターに入ってきた下水中の砂や、大きなごみを取り除きます。
- ② 最初沈殿池 : 下水をゆっくり流し、沈砂池で取り除けなかった比較的沈殿しやすい砂やごみを取り除きます。
- ③ 反応タンク : 下水と微生物（活性汚泥）と微生物の活動に必要な空気（酸素）を混ぜ合わせると、微生物が下水中の汚れを食べて水はきれいになります。また、食べることで、微生物は増殖し、大きな塊になります。
- ④ 最終沈殿池 : 反応タンクでできた微生物の塊を沈殿させ、きれいな上澄みだけを滅菌池へ送ります。
- ⑤ 滅菌池・放流 : 最終沈殿池から送られてきた水は、次亜塩素酸ナトリウムなどで消毒した後、海へ流します。
- ⑥ 遠心濃縮機 : 余剰汚泥を、遠心力を使って濃縮する装置です。
- ⑦ 汚泥濃縮槽 : 最初沈殿池からの引抜汚泥を沈殿させ、濃縮して脱水しやすくします。
- ⑧ 汚泥脱水機 : 汚泥中の水分を取り除き、固形物を脱水ケーキとして取り出します。

令和7年度 事業概要

(水道/工業用水道/公共下水道/集落排水)

発行年月: 令和8年9月

発行 呉市上下水道局 経営総務部 経営企画課

〒737-0051 広島県呉市中央6丁目2番9号

TEL(0823)26-1604 FAX(0823)26-1656

電子メール: suikeiki@city.kure.lg.jp

ホームページ: <http://www.city.kure.lg.jp/site/jougesui/>